地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について（令和3年度青森県提案分）

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針（令和3年12月24日閣議決定）記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
63	青森県、岩手県、宮城県	高崎市、長崎県、佐世保市	地方独立行政法人における出資財産処分の際の定款変更に伴う手続の簡略化	地方独立行政法人法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」にあたらない（地方独立行政法人の業務に影響を及ぼさない）出資財産の処分について、定款変更に伴う設立団体の一連の手続を簡略化すること。	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理
102	秋田県、青森県	長野県	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。	5【厚生労働省】 (29)と畜場法（昭28 法114） と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の行う検査（14 条1項、2項及び3項）については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	仙台市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、八王子市、川崎市、海老名市、山梨県、長野県、寝屋川市、広島市、府中町、徳島県、香川県、高知県、福岡県、大村市、大分県、宮崎県	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。	5【厚生労働省】 (45)介護保険法（平9法123） （ｖ）地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 ［措置済み（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第69号）、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等）］
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	青森県、山梨県、長野県、鳥取県、鹿児島県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習（都道府県知事が指定する講習）について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化すること。	5【国土交通省】 （6）宅地建物取引業法（昭27 法176） 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定（22 条の2第2項）については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。
71	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉市、石川県、長野県、豊橋市、岡山県、広島市、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（令3環境省環境再生・資源循環局長）等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
98	群馬県、福島県、茨城県	青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法（平11 法105） （ⅱ）大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28 条3項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（28 条4項）については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
104	千葉県、草加市、川崎市	青森県、福島市、いわき市、茨城県、水戸市、藤岡市、春日部市、桶川市、千葉市、神奈川県、小田原市、石川県、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、田原市、京都府、兵庫県、神戸市、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、下関市、香川県、宇和島市、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し	特別支援教育就学奨励費で支給対象となる経費のうち、学用品購入費については、支弁区分（各家庭の収入から決定）に応じた定額支給とするよう、補助金交付要綱を改正すること。	【対応方針に記載なし】 「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理
170	埼玉県、熊本県	青森県、千葉市、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法（平11 法105） （ⅰ）大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視（26 条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
171	埼玉県、川越市	札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	5【環境省】 （4）大気汚染防止法（昭43 法97） 大気の汚染の状況の常時監視（22 条1項）に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市	青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島市	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物として、新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるよう制度の見直しをすること。	5【内閣官房】 （2）建築基準法（昭25 法201） 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間（85 条4項）又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間（87 条の3第4項）については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省及び国土交通省）